

自転車を安全に利用しましょう ～みんなの命を守る「ちばサイクルール」～

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い年代の方に利用され、日常生活に密着している乗り物です。

一方で、交通ルールやマナーを守らない危険な自転車の走行が社会的に問題となっていており、自転車利用者が加害者となる死亡事故も発生しています。

千葉県では、歩行者や自転車、自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的として「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車を安全に利用するための千葉県自転車安全利用ルール「ちばサイクルール」があります。

自転車は車両です。交通ルールを守り、交通事故を防止しましょう。

ちばサイクルール

自転車に乗る前のルール

- ①自転車保険に入ろう
- ②点検整備をしよう
- ③反射器材を付けよう
- ④ヘルメットをかぶろう
- ⑤飲酒運転はやめよう

自転車に乗るときのルール

- ①車道の左側を走ろう
- ②歩いている人を優先しよう
- ③ながら運転はやめよう
- ④交差点では安全確認しよう
- ⑤夕方からライトをつけよう



千葉県市町村交通災害共済に加入しましょう

千葉県市町村交通災害共済は、みなさんの会費で支えあう助け合いの見舞金制度です。万一の事故に備え、ご家族そろって加入しましょう。

年会費 700円

共済期間 9月1日から翌年の8月31日までの1年間(途中加入もできます。)

見舞金の額

- ①死亡見舞金 150万円
- ②傷害見舞金(入院・通院実日数に応じて) 2万円～50万円
- ③身障見舞金(身体障害等級1級または2級) 50万円
- ④交通遺児見舞金 遺児1人につき 10万円



見舞金の対象となる事故は自動車、オートバイ、自転車などによる人身事故等で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故に限ります。

※交通事故証明書や診断書は原本が必要です。なお、事故の状況により必要となる書類が異なりますので詳しくは環境防災課までお問い合わせください。

万一、事故が発生してしまった場合は、必ず警察署へ届出をしましょう。

申問環境防災課防災班 ☎84-1216

道路に張り出した樹木の伐採をお願いします

樹木や枝が道路に張り出すと、歩行者や自動車などの通行の妨げとなり、カーブミラーや交通標識が見えなくなるほか、電線などに倒れこむと停電やライフラインを脅かす原因にもなります。事故を未然に防ぐために、民地から張り出した樹木の伐採や枝払いをお願いします。落葉などが側溝や集水桝に詰まると、道路冠水の原因にもなりますので、清掃へのご協力をお願いします。

また、カーブミラーやガードレールが破損していたり、道路が損傷し穴や段差が生じている場合は都市建設課までご連絡をお願いします。

問都市建設課管理計画班 ☎84-1217